

## 日本ロシア語教育学会 2021 年度総会議題

2021 年 12 月 5 日 (日) 於：オンライン

司会：白山利信氏

議長：三浦由香利氏

出席者：42 名

### 【1】会員の異動 (敬称略)

事務局清沢氏から、下記の通り会員の移動について報告があった。

現在の会員数：97 名 (うち休会者 2 名)

新規会員 3 名：鈴木令奈, 岩原宏子, ミソチコ・グレゴリー

退会者 2 名：高木美菜子, マルガリータ・カザケーヴィチ

休会者 2 名：扇エリザヴェータ, 桐越 ナタリア

### 【2】2021 年度活動報告

事務局清沢氏から、下記の通り 2021 年度の活動について報告があった。

#### **2020 年**

##### 12 月 6 日 研究集会・総会 (オンライン)

第 1 部：基調講演&討論会

基調講演 豎山洋子&大山麻稀子 (横浜ロシア語センター) 「ロシア語教育の現場でいかに IT を駆使していくか」

パネリスト：豎山洋子, 大山麻稀子, 織田桂子 (横浜ロシア語センター), 杉原藍香 (DILA 国際語学アカデミー), 北岡千夏 (関西大学), 菱川邦俊 (京都外国語大学), 三好マリア (京都外国語大学), 東康太 (極東連邦大学)

第 2 部：研究報告

報告 1：依田幸子 (北海道札幌国際情報高校)

「北海道札幌国際情報高校におけるオンライン交流の実践」

報告 2：白山利信, 加藤百合, ヴォイツォフ・イヴァン, 梶山祐治, 笹山啓, 山本祐規子 (筑波大学)

「コロナ禍のロシア語オンライン教育から新たな教育形態の可能性を探る」

報告 3：一柳富美子 (昭和音楽大学) 「歌うロシア語－ロシア語歌唱での現場指導実践」

報告 4：バリノヴァ・アンナ, 林田理恵, 菱川邦俊, 三好マリア (京都外国語大学)

「京都外語ロシア語学科設立チームは語る－立ち上げの想いといま」

#### **2021 年**

2 月 6-7 日 子どものロシア語・日本語バイリンガル言語能力セミナー (北海道大学オンライン)

6 月 20 日 東日本・西日本地区合同例会 (オンライン)

報告 1: 秋山真一 (上智大学) 「ロシア語「発音のイメージ」と中国語ピンインとの比較」

報告 2: 鈴木令奈 (大阪大学)

「ロシア語における通じやすい発音とは－わかりやすさと発音特徴の関係－」

報告 3: ЛАТЫШЕВА Светлана Игоревна (Университет Дзёти)

Второй год пандемии: поиски путей ответа на новые вызовы

報告 4: 土田久美子 (青山学院大学)

「初級ロシア語教育におけるロシアの大学生とのビデオメッセージ交流－コロナ禍によるオンライン授業での試み－」

10 月 23-24 日 ロシア語・日本語バイリンガルの子どものに関する年次会議 (オンライン)

10月30日 『ロシア語教育研究』第12号発行

### 【3】2021年度会計報告

会計水野氏より、2020年度の会計について、審議の結果、承認された。

### 【4】2022年度活動計画案

事務局清沢氏から下記の通り提案があり、審議の結果、承認された。

全国研究集会&総会 2021年12月5日(日) (オンライン)

西日本・東日本合同例会：4月-7月 (オンライン開催予定)

『ロシア語教育研究』第1号(通算第13号)：エントリー3月末/原稿〆切5月末/発行9月

継承語セミナー：詳細未定

### 【5】2022年全国大会&総会計画案

事務局清沢氏から下記の通り提案があり、審議の結果、承認された。

全国研究大会&総会： 2022年12月4日(日) 大阪大学で開催\*

\*オンライン開催の可能性あり

### 【6】2022年度予算案

予算案に関する説明が会計水野氏からあり、審議の結果、承認された。

### 【7】2022年度役員選出 (敬称略)

2021年度の体制について、代表(横井)より提案があり、審議の結果、承認された。

- 1) 会長1名 横井幸子
- 2) 副会長(会長代行)1名 白山利信
- 3) 理事5名 小林潔、佐山豪太、シピトゥーニナ・マリーナ、高橋健一郎、菱川邦俊
- 4) 監事1名 林田理恵

事務局長1名 高橋健一郎(総務1名 小田桐奈美;財務2名 池田有里、水野庄吾)

編集委員長1名 小林潔

(編集委員4名 水野晶子、シピトゥーニナ・マリーナ、武田エレナ、人見友章)

広報委員長1名 菱川邦俊(広報1名 三好マリヤ)

全国大会実行委員長1名 シピトゥーニナ・マリーナ

地区例会実行委員長1名 佐山豪太(東日本 若月花帆;西日本 ボリソワ・アンナ)

### 【8】その他の審議事項

会誌の規約等について、編集委員長小林氏より説明と提案があり、審議の結果、承認された。

尚、ロシア語教育研究会の会誌との連続性をどう扱うかについては引き続き審議していくこととした。

現行

日本ロシア語教育研究会『ロシア語教育研究』原稿執筆要項

- (1) 会誌は年に 1 回の発行とします。発行後に会誌の内容は、日本ロシア語教育研究会ホームページの掲載対象となります。
- (2) 全ての投稿論文は未公刊のものに限られます。
- (3) 投稿できるのは編集委員会が特に執筆依頼をした場合を除き、日本ロシア語教育研究会会員に限ります。
- (4) 投稿希望者は、決められた期日までにタイトルと分類〔(8)参照〕を下記の編集委員会宛てに電子メールでお知らせください。
- (5) 完成原稿を決められた期日までに編集委員会宛てに提出してください。
- (6) 提出された原稿は編集の都合などにより掲載できないことがあります。
- (7) 提出された原稿は、依頼原稿を除き、編集委員会が指名した審査員による審査を受けます。審査員からの報告に基づき、編集委員会において原稿掲載の採否を決定します。
- (8) 原稿は執筆者自身が論文、授業実践・教材研究、研究資料、書評のいずれかに分類してください。
- (9) 使用言語は日本語、ロシア語、英語を原則とし、論文は20,000字以内、授業実践・教材研究は16,000字以内、研究資料、書評は8,000字以内とします。ロシア語、英語原稿の場合は、編集委員会で定めた書式に従って論文500行以内、授業実践・教材研究400行以内、研究資料、書評200行以内とします。
- (10) 論文と授業実践・教材研究の場合、日本語原稿にはロシア語または英語のタイトルと要約、ロシア語原稿には日本語タイトルと日本語要約もしくは英語タイトルと英語要約、英語原稿には日本語タイトルと日本語要約もしくはロシア語タイトルとロシア語要約をつけてください。研究資料、書評については日本語原稿にはロシア語または英語のタイトル、ロシア語原稿には日本語タイトルまたは英語タイトル、英語原稿には日本語タイトルまたはロシア語タイトルをつけてください。
- (11) 完成原稿を提出してください。著者校正は 1 回のみで、あくまで単純なミス修正などに限り、内容の変更、加筆は原則として認めません。編集委員会は校正に責任を負いません。
- (12) 編集委員会が版下を完成させて印刷業者にわたすので、原稿は可能な限りワープロソフトWORD (Office 2007 以降のバージョンが望ましい) を使って書き (他のワープロソフトご使用の場合は事前にご相談ください)、WORDファイルとPDFファイル (PDFファイルの送付が無理な場合は印刷原稿 1 部を郵送) を下記編集委員会宛てに提出してください。
- (13) 書式の詳細については執筆希望者に追って連絡しますので、それに従ってください。

日本ロシア語教育研究会編集委員会

現行

## 投稿審査要領

- (1) 原稿の審査は、各原稿について、編集委員と編集委員が依頼した委員以外の者、計2名によっておこないます。研究資料と書評については、より簡略な形で審査をおこなうことがあります。
- (2) 審査は1度のみとし、審査の結果区分は、A：そのまま掲載、B：審査の意見に従い、手直しの上で掲載可、C：掲載不可の3区分にします。
- (3) 原稿の採否は、6月中旬までに投稿者に通知します。

ロシア語教育研究会編集委員会

(案) 新規作成 現行執筆要項の内容の一部を取り入れ

#### 日本ロシア語教育学会会誌規定

(1) 本誌は『ロシア語教育研究』（以下「学会誌」）と称する。

(2) 日本ロシア語教育学会（以下「学会」）の会員（以下「会員」）は全て本誌に投稿することができる。但し、同一人が同一号で著者になれるのは単著で2本まで、共同執筆の筆頭著者になれるのは1本までとする。

(3) 本誌の発行は、毎年度1回以上とする。また、発行後に会誌の内容は、日本ロシア語教育学会ウェブページに掲載する。

(4) 本誌の編集は編集委員会が行う。編集委員会は原稿の採否を決定する。また必要がある場合は原稿の修正を求めることができる。編集委員会の構成、委員の任期等は、理事会がこれを定める。

(5) 本誌の掲載対象は次のものとする。

イ) 論文

ロ) 授業実践・教材研究

ハ) 研究ノート・研究資料

ニ) 書評

(6) 掲載対象の選択は次の基準による。

イ) 会員が投稿し、編集委員会が掲載を適当と認めたもの。

ロ) 筆頭著者が会員で、編集委員が掲載を適当と認めたもの。

ハ) 編集委員会が特に執筆依頼をしたもの。

(7) 会誌原稿執筆要項および『ロシア語教育研究』書式は別に定める。

(8) 本誌に掲載された論文等の著作権については以下の通りとする。

イ) 著作権の帰属

本誌に掲載された論文等著作物に係る著作権は日本ロシア語教育学会に帰属する。

ロ) 著作権の発生時期

著者は学会誌に著作物の最終原稿を提出した時点で、当該著作物の著作権の帰属が学会にあることを了承したものとし、著作物の複製あるいはインターネット等による著作物の公開（以下、著作物の複製等と言う）を行う場合は、本規程に従うものとする。

ハ) 著者が複製等を行う場合

著者が自身の著作物の複製等を行う場合は、(8)ニ項に規定されている場合を除き、事前に学会に通知するとともに、著作物の出典として学会誌名、当該号、ページに言及し、著作物の原典が学会誌に掲載されたものであることを明記することとする。著作物の複製等において加筆訂正を行った場合は、その旨も明記しなければならない。

ニ) 著者が論文集等への再録を行う場合

著者は(8)ハ項を満たしていれば、学会誌に掲載された著作物を新たに編纂される論文集等に収録、刊行することができる。この際、著者に支払われる対価について、学会は著作権者であることを理由に権利を主張しない。

ホ) 配付先が限定されている複製等

学会誌に掲載された著作物は、教育・研究目的であることが明確で、なおかつ配付先が講義の受講者、研究会の参加者など特定の者に限定されている場合は、複製等を行う者が当該著作物の著者であるか否かにかかわらず、出典を明示すれば学会への通知なしに複製等を行い、利用することができる。

日本ロシア語教育学会

(案)

日本ロシア語教育学会『ロシア語教育研究』原稿執筆要項

- (1) 全ての投稿論文は未公刊のものに限る。
- (2) 投稿希望者は、決められた期日までにタイトルとキーワード、使用言語、希望する分類〔日本ロシア語教育学会会誌規定第5項および下記(6)参照〕を編集委員会宛てに電子メールで通知し、投稿申し込みを行う。投稿申し込みの締め切りは刊行年の3月末日とする。
- (3) 投稿を認められた者は、審査用の完成原稿を決められた期日までに編集委員会宛てに提出すること。締め切りは刊行年の5月末とする。
- (4) 審査通過者の完成稿提出および編集部の依頼した原稿の提出期限は、別途編集委員会が設定する。
- (5) 原稿の執筆に際しては、本要項および『ロシア語教育研究』書式に従うものとする。ただし、編集委員会から別の指示がある場合はそれに従う。
- (6) 原稿は日本ロシア語教育学会会誌規定第5項に従い、執筆者自身、論文、授業実践・教材研究、研究ノート・研究資料、書評のいずれかの分類を申告する。但し、完成稿の最終的な分類は編集委員会が判断する。
- (7) 使用言語は日本語、ロシア語、英語を原則とする。その他の言語については、編集委員会の判断による。ただし、引用・用例の言語は原則として制限しない。
- (8) 原稿の分量は以下の通りとする。
  - イ) 日本語：論文は20,000字以内、授業実践・教材研究は16,000字以内、研究資料、書評は8,000字以内
  - ロ) ロシア語もしくは英語原稿：『ロシア語教育研究』書式に従って論文は500行以内、授業実践・教材研究は400行以内、研究資料、書評は200行以内
- (9) タイトルと要旨は以下の通りとする。
  - イ) 論文と授業実践・教材研究  
日本語原稿：ロシア語または英語のタイトルと要約  
ロシア語原稿：日本語のタイトルと要約もしくは英語のタイトルと要約  
英語原稿：日本語のタイトルと要約もしくはロシア語のタイトルと要約
  - ロ) 研究ノート・研究資料、書評  
日本語原稿：ロシア語または英語のタイトル  
ロシア語原稿：日本語または英語のタイトル  
英語原稿：日本語またはロシア語のタイトル
- (10) 審査通過後に執筆者が提出する原稿は印刷のための完成稿とする。著者校正は1回のみで、あくまで単純なミス修正などに限り、内容の変更ないし加筆は原則として認めない。また、編集委員会は校正に責任を負わない。
- (11) 完成稿は、編集委員会が指定する形式での電子データで提出すること。
- (12) 書式の詳細については別途『ロシア語教育研究』書式を定める。
- (13) 本要項の改正は、編集委員会の発議により総会の決議を経てこれを決定する。

日本ロシア語教育学会編集委員会

(案)

## 投稿審査要項

- (1)原稿の審査は、各原稿について、編集委員会が依頼した査読者によって行う。ただし、編集委員もしくは非会員の有識者が査読者の1人として投稿の審査にあたる場合がある。論文については2名により審査を行い、授業実践・教材研究、研究資料、書評については、より簡略な形で審査を行うことがある。
- (2)編集委員以外の査読者の氏名は原則として開示しない。
- (3)審査は1度のみとし、査読者は審査対象が内容と形式の両面で学会誌掲載に相応しいか否かを判断し、評価および所見を提示する。
- (4)編集委員は、査読者の審査報告の形式および内容が適切なものであるかを点検する。審査報告の内容に問題が認められた場合、編集委員会は、査読者への問い合わせ、報告の再提出、査読者の交替といった措置をとることができる。
- (5)審査の結果区分は、A:そのまま掲載、B:審査の意見に従い、手直しの上で掲載可、C:掲載不可の3区分とする。
- (6)編集委員会は、種別毎の掲載予定数を考慮し、掲載原稿を決定する。
- (7)投稿原稿の採否にあたっては、査読者の審査結果に従うことを原則とする。査読者の報告に編集委員から疑義が呈せられた場合、また、複数の査読者の評価に無視しがたい差がある場合は、編集委員会が審査を行い、採否の最終決定にあたる。
- (8)掲載原稿の採否は、決定後、すみやかに投稿者に通知する。
- (9)査読者の審査結果と所見は投稿者を開示する。
- (10)本要項の改正は、編集委員会の発議により総会の決議を経てこれを決定する。

日本ロシア語教育学会編集委員会